

### 日本の環境保険マーケットの現状分析：環境保険マーケット拡大に何が必要か：保険会社へのアンケート調査を通じて

桑名， 謹三

---

(出版者 / Publisher)

損害保険事業総合研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

損害保険研究

(巻 / Volume)

68

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

85

(終了ページ / End Page)

105

(発行年 / Year)

2006-08

# 日本の環境保険マーケットの現状分析

—環境保険マーケット拡大に何が必要か—保険会社へのアンケート調査を通じて—

法政大学サステイナビリティ研究教育機構\*

桑名謹三

『損害保険研究』第68巻第2号（2006年8月発行），損害保険事業総合研究所，85頁～105頁。

本論文は，筆者の法政大学大学院社会科学研究科政策科学専攻環境政策プログラム修士課程における修士論文「環境政策における経済的手法としての保険の可能性について」の一部を加筆・修正したものである。

\* 筆者の所属は2010年4月1日時点のものである。

損害保険研究 第 68 巻 第 2 号 (2006 年 8 月) 抜刷

## 日本の環境保険マーケットの現状分析

——環境保険マーケット拡大に何が必要か——保険会社へのアンケート調査を通じて——

桑 名 謹 三

# 日本の環境保険マーケットの現状分析

— 環境保険マーケット拡大に何が必要か— 保険会社へのアンケート調査を通じて —

桑 名 謹 三

## 概 要

環境保険には、被害者救済機能、損害保険会社による環境監査機能、保険料の増減を通じた環境損害の抑止機能などがあり、環境改善策として重要であるとともに、ビジネスとしても今後の発展が期待される。したがって、このように有用な環境保険の日本における現状を把握しておくことは、極めて重要なことである。環境保険のマーケット分析については、今までは、保険商品の法律学的分析を主とするものが多かった。また、損害保険会社の環境問題への取組みに対する調査という点では、ISO14001の取得などの環境保険の引受け以外の部分をメインとする調査しか行われていない。

そこで、本論では、損害保険会社に対して、環境保険の引受けに関する保険技術上の詳細なアンケート調査を行うことによって、日本の環境保険マーケットの現状分析を行った。結果は、日本の環境リスクに係わる情報が不足していることから、リスクの保険料への定量化の困難さ、再保険の手配の困難さなどにより、保険契約件数が一向に増えず、また、そのことがリスクに関する情報不足を生むという悪循環に陥っていることがわかった。多くの損害保険会社は、この悪循環を断ち切るためには、公的支援が必要と考えていることもわかった<sup>1)</sup>。

1) 本論文は、昨年10月9日に早稲田大学で行われた環境経済・政策学会2005

## 目 次

はじめに

1. 本論における環境保険とは
2. 日本の環境保険
3. アンケート調査による日本の環境保険マーケットの分析
4. まとめ

はじめに

環境保険は、契約者となる企業の賠償資力の確保、被害者の救済という点で極めて有効な手段である。さらに、保険約款に基づき、損害保険会社が企業の環境リスクを調査し、その改善を促すことも可能であることから、環境保険は、損害保険会社が事実上企業の環境監査を行うようになるという点でも、重要である。加えて、環境保険は、外部不経済の費用を内部化するものであって、しかも、その保険料は、契約者である企業の環境リスクに応じて増減することから、環境損害の抑止効果も持っているのである。また、環境保険は、環境ビジネスとしても、今後の発展が期待される分野でもある。このように環境改善策として有用で、かつ、ビジネスとしても可能性のある環境保険が、今現在の日本において、どのような状態にあるのか把握しておくことは、極めて重要なことである<sup>2)</sup>。

そこで、本論では、日本の環境保険のマーケットの現状分析を行い、また、マーケットをより拡大させるには、何が必要なのかを模索することとした。

---

年大会にて発表した内容をベースとし、大会におけるコメンテーターの意見、および本論文の読者が保険の研究者・実務家であることを勘案して加筆・修正したものである。

2) 海外の環境保険や、そのマーケットについては、OECD [2003], Swiss Re [1998]・[1999a]・[1999b], Freeman [1997]などを参照されたい。

環境保険マーケットは、損害保険会社という私企業の活動の場であり、その状況・情報の多くは、企業秘密に属するものである。したがって、環境保険マーケットを分析するためには、まず、公表されている情報、具体的には、損害保険会社が販売している環境保険商品の内容の分析が、必須となる。このような分析については、今までは、主として法律学的アプローチがなされてきた<sup>3)</sup>。他方、保険商品の分析以外の手法としては、実際に損害保険会社の環境保険に対する取組み状況をアンケート調査で把握することが考えられる。しかしながら、今まで、損害保険会社の環境問題への取組みについては、ISO14001の取得や、環境NPOへの支援などの、損害保険会社の本業であるリスクの引受け以外の部分しか報告されていなかった<sup>4)</sup>。これは、環境保険への取組み状況に関する情報が、まさしく企業秘密に属するもので、他社競合上、損害保険会社にとって、回答できないものであること、また、アンケート調査をする側が、損害保険業界の部外者であるときは、何が問題であるかが、理解できず、適切な質問事項を設定できない場合が多いということが原因であると考えられる。

本論では、筆者の損害保険会社での実務経験<sup>5)</sup>をいかし、日本における主要な損害保険会社に対して、環境保険への取組みについて、保険技術上の詳細なアンケート調査を行った。理由は、保険商品の分析だけでは、環境保険マーケットの現状が適切には、把握できないからである。したがって、本論のような環境保険への取組みに対する詳細なアンケート調査は、日本では、初めての試みといえる。

なお、これらのアンケート調査の結果、日本の損害保険会社の多くは、環境保険のマーケットがより拡大し、環境改善に影響力を持つようになる

---

3) 吉川 [2003], 黒川 [2002] など。

4) 環境保険の引受け以外の損害保険会社の環境問題への取組みに関するアンケート調査については、堀田一吉研究会 [2002]などを参照されたい。

5) 筆者は、損害保険会社において、企業向けの保険の企画・開発・アンダーライティング業務に7年間、再保険のプレースメント業務に9年間従事していた。

ためには、公的支援が必要と考えていることがわかった。

本論では、第1節で、環境保険の定義づけを行う。第2節では、調査の対象となる環境保険商品の簡単な解説を行う。第3節では、アンケート調査の結果を分析する。最後にまとめを記述する。

## 1. 本論における環境保険とは

### 1.1 環境リスクを担保する保険

環境リスクを担保する保険は、決して特別なものではない。たとえば、大気汚染により健康被害を受けた者は、その治療費の一部を国民健康保険より給付される。また、酸性雨による腐食の結果、強度不足になっていた鉄骨建物が台風により倒壊したときには、その復旧費用が火災保険金として被害者に支払われる。つまり、国民健康保険や火災保険は、環境リスクをも担保する保険といえる。ただし、これらの保険は環境リスクをメインリスクとして想定しているものではない。特に、火災保険のような民間の保険会社が提供する私保険で、かつ、従来から存在する保険の場合は、不測かつ突発的な事故による損害のみを担保し、石油タンクから徐々に石油が漏洩し土壌汚染が進行するというような、環境問題に起因して発生する損害特有の非突発的かつ漸進的な損害を担保していないのが現状である。したがって、従来の保険は、環境リスクのごく一部分のみを担保するにすぎないのである。

このような既存の保険では、担保されない非突発的かつ漸進的な損害を担保する保険が1990年代前半から日本においても開発されるようになり、それらの保険が、現在一般的に環境保険といわれているものの中心をなすものである。

### 1.2 本論における保険とは

本論における保険とは、次の2条件のいずれをも満足する保険と定義し、以下「環境保険」ということとする。

### 1) 損害賠償責任保険であること

環境損害を発生させる加害者が保険契約者となって、その加害者が環境損害の被害者に対して負う法律上の損害賠償責任を損害保険会社が肩代わりする損害賠償責任保険であることが環境保険であるための第1条件である。前述のとおり環境損害を担保するために、国民健康保険や火災保険のように環境損害の被害者が契約者となる保険を手配することも考えられるが、被害者が保険料を負担する保険は、汚染者負担の原則に反することから本論では、環境保険に該当しないものとする。

### 2) 非突発的かつ漸進的損害を担保すること

ほとんどの環境損害は非突発的かつ漸進的なものであることから、このような損害を担保しなければ、環境保険とはいえない。したがって、非突発的かつ漸進的な損害を担保することが、環境保険であるための第2条件である。

## 2. 日本の環境保険

現在<sup>6)</sup>、日本で販売されている環境保険である環境汚染賠償責任保険、土壌汚染浄化費用保険、医療廃棄物排出者責任保険、産業廃棄物排出者責任保険について、その内容を概説する<sup>7)</sup>。なお、これらの保険の中には、純粹の損害賠償責任保険ではないものも含まれているが、それらの保険は、保険契約者による環境汚染の除去・浄化費用を契約や法令に基づき保険契約者が契約の相手方や行政から求償されたときに、保険会社がその費用を

6) 本アンケート調査は、2004年10月1日時点においての状況を調査したものである。情報としては、多少古くなっているが、日本の環境保険マーケットの持つ問題点を大きく変化させるような事態が、その後発生しているわけではないので、本論の持つ意味合いの重要性が損なわれることはないと考えられる。

7) 各商品について解説した文献も存在するが、その文献の発表以降にマイナーチェンジされたものも少なくないことから、各商品の詳細については、販売社に直接照会することが望ましい。



支払うもので、契約の相手方や行政に対する広義の損害賠償を保険が肩代わりするものと考えられ、さらにこれらの保険は保険契約者による環境汚染に起因する外部不経済の費用を担保するものであって汚染者負担の原則に沿うものであることを考慮して、本論における環境保険の範疇に含めることとした。

## 2.1 環境汚染賠償責任保険

この保険は、1992年 AIU 社、日本火災海上社（現、日本興亜社）、安田火災海上社（現、損保ジャパン社）の3社が共同開発したもので、現在はその他の会社でも販売されている。この保険には、産業廃棄物処理施設、化学工場、一般製造工場、PCB 処理施設などの施設所有・管理者向けのもの、土壌汚染浄化工事、タンク・機械設備の据付・メンテナンス・修理、PCB などの有害物質取扱作業などを行う請負業者向けの2種類がある。

この保険は、保険契約者が所有、使用、または管理する施設から、もしくは保険契約者が請負った作業に伴い、発生した環境汚染<sup>8)</sup>に起因する損害賠償責任および汚染浄化費用を担保する保険である。

## 2.2 土壌汚染浄化費用保険

この保険は、2001年に三井住友海上火災社から販売されたもので、保険契約者が不動産の売買契約などにより、契約の相手方に引き渡した対象不動産について、契約上の補償条項に基づき、汚染浄化費用を支出した場合の費用損害を担保する保険である。

この保険では、土壌汚染に関する事前調査を行った不動産について、表

---

8) ここでいう環境汚染とは、流出、いつ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水などの水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊などが発生するおそれがある状態をいう。

明補償条項に規定する補償期間中に偶然に汚染が拡大していること、または、汚染が拡大しているおそれが判明したことを保険事故とする。汚染拡大の判断は、「土壌の汚染に係る環境基準」に基づき行う。表明補償条項に基づく事故が発生したことが判明した場合に、汚染浄化費用、汚染確認費用およびコンサルティング費用などの追加費用の支出に対して保険金が支払われる。

### 2.3 医療廃棄物排出者責任保険

この保険は、2000年に廃棄物処理法が改正され<sup>9)</sup>、廃棄物を排出した事業者の責任が強化され、不法投棄における排出者の責任も強化されたことに伴い、損保ジャパン社から2001年に販売が開始されたものである。

この保険は、病院・診療所などの医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化に関する費用、投棄廃棄物により生じた健康被害などの賠償責任を担保する保険である。

### 2.4 産業廃棄物排出者責任保険

この保険は、損保ジャパン社から2002年に販売が開始されている。この保険は、排出者である企業がGPSを活用した不法投棄監視システムを導入し、不法投棄の防止に努めたにもかかわらず、排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化に係る費用、投棄廃棄物により生じた健康被害などを担保する保険である。

---

9) 廃棄物処理法の改正内容については、吉野 [2000] 参照。

### 3. アンケート調査による日本の環境保険マーケットの分析

#### 3.1 アンケート調査の概要

日本で営業免許を有する主要な損害保険会社20社に対して環境保険に関するアンケート調査を行った。郵送にてアンケート調査票<sup>10)</sup>を送付し、すべての質問事項に対する回答は得られなかったものの、20社すべてから、郵送、電子メール、電話のいずれかによって回答を得ることができた。

『インシュアランス平成15年版損害保険統計号14年度決算』によると、2002年度における、この20社の全保険種目合計の元受正味保険料のマーケットシェアは、97.83%で、環境保険を含む保険種目である損害賠償責任保険の元受正味保険料のマーケットシェアは、98.66%<sup>11)</sup>であり、さらに日本の保険マーケットにおいては、環境保険を含む保険種目であるノンマリン分野における損害賠償責任保険に特化した保険会社は、存在しないことから、この20社のアンケート調査によって、日本の環境保険のマーケット分析がおおむね可能になると考えられる。

本調査における質問事項は、①環境保険の販売状況、②環境保険の引受け方針、③環境保険が社会的に影響力を持ちうるために必要な事項、に関するものである。

#### 3.2 アンケート調査の結果

アンケート調査の結果は次のとおり。

---

10) 紙幅の関係から、調査票そのものは割愛するが、必要な場合は、筆者に連絡をいただきたい。

11) 『インシュアランス平成15年版損害保険統計号14年度決算』に損害賠償責任保険の元受正味保険料が載っていない会社については、新種保険の数字から損害賠償責任保険の元受正味保険料を推定することによって、マーケットシェアを算出した。本節における損害賠償責任保険の元受正味保険料ベースのシェアは、すべて同様の方法により算出した。

## 1) 環境保険の販売状況

まず、本論における環境保険に該当する、①環境汚染賠償責任保険、②土壌汚染浄化費用保険、③医療廃棄物排出者責任保険、④産業廃棄物排出者責任保険の販売状況について質問した。保険の種目については、従来の保険に特別約款を付帯して、これらの環境保険と同様の担保内容の保険を販売することが可能であるため、これらの環境保険と同様の担保内容を持つ保険も、それぞれの保険に該当するものとした。また、販売している場合は、それぞれの保険の保険料、契約件数を質問した。

販売をしているか否かについての回答は、表3-1のとおりである。表の中の数字は会社の数、括弧の中は、アンケート調査を行った20社に占める割合である。

【表3-1】環境保険の販売状況

保険の種類	販売している	販売していない	未回答
①環境汚染賠償責任保険	8 (40%)	12 (60%)	0 (0%)
②土壌汚染浄化費用保険	6 (30%)	13 (65%)	1 (5%)
③医療廃棄物排出者責任保険	3 (15%)	16 (80%)	1 (5%)
④産業廃棄物排出者責任保険	2 (10%)	17 (85%)	1 (5%)
①～④のいずれかの保険	8 (40%)	12 (60%)	0 (0%)

①～④のいずれかの保険を販売している会社が、本論における環境保険を販売している会社といえる。その会社の数は、8社であった。この8社合計のマーケットシェアは、全保険種目における元受正味保険料ベースで88.81%、環境保険を含む保険種目である損害賠償責任保険における元受正味保険料ベースで、92.50%となった。つまり、日本の保険マーケットは、デパート型の全種目を販売する保険会社の占める割合が大きく、それらのデパート型の大規模な損害保険会社によって、それらの会社が提供する多くの保険の一つとして、環境保険が販売されていることがわかった。

次に環境保険の保険料および契約件数であるが、環境保険を販売してい

る8社中6社は、それらのデータは企業秘密に該当するとのことで未回答であった<sup>12)</sup>。8社中1社<sup>13)</sup>は、保険料や契約件数の具体的値については回答がなかったものの、実際の契約が存在するとの回答があった。8社中もう1社は、環境保険を販売しているものの現在契約が存在しないとの回答であった。以下、環境保険を販売する8社を「販売会社」、環境保険を販売しない会社を「非販売会社」ということとする。

## 2) 環境保険の引受け方針

環境保険について各社の引受け方針について質問した。非販売会社であっても、現状だけではなく、今後のことを想定して回答してもらった。回答結果は、次の表3-2のとおりである。表の中の数字は左の列の選択肢を選んだ会社の数、括弧の中は、アンケート調査を行った20社に占める割合である。なお、表3-2の回答の③は、損害保険会社の経営方針・営業施策上、当面は、環境保険によって損失を被ることをやむなしとするもので、次のようなケースを想定している。

- 多少損失が出た場合でも保険料運用益でカバーできる。
- 環境リスクに係わる保険のマーケットは、今後拡大が予想され、その拡大によって大数の法則の効果が表れることから、採算性も良好になると考えられるため。つまり、潜在的な優良マーケットへの先行投資。
- 環境リスクに係わる保険を積極的に販売することによって、契約者である企業の他の種目の保険のシェアが拡大し、環境リスクに係わる保険の損失以上の利益を得られる可能性がある。

---

12) 損保ジャパン社のホームページによると医療廃棄物排出者責任保険の2001年7月から2002年6月までの販売実績は、契約件数800件、保険料5,500万円で医療廃棄物のみを対象とした保険としては、好成绩との印象を受けるが、日本における環境リスクのエクスポージャーを考慮すると、他の環境保険、特に環境汚染賠償責任保険の販売実績に関する情報が重要であることはいうまでもない。

13) 損保ジャパン社ではない会社である。

【表3-2】環境保険の引受け方針

引受け方針	販売会社	非販売会社
①引受けない	0 (0%)	7 (35%)
②リスクに見合う保険料が確保できれば引受ける	7 (35%)	0 (0%)
③リスクに見合う保険料が得られなくても、その程度が小さければ引受ける	0 (0%)	0 (0%)
④その他	1 (5%)	2 (10%)
⑤未回答	0 (0%)	3 (15%)

- 環境リスクに係わる保険を積極的に販売することによって環境リスクに強いという企業イメージを契約者である企業に与え、そのことによってリスクコンサルタント業務の拡大が見込める。
- 環境リスクに係わる保険を積極的に販売することによって企業イメージが向上し、個人を対象とした保険の拡販が予想される。

損害保険会社の引受け方針は、企業秘密そのものであるもので、未回答率が高かった。

販売会社8社のうち7社がリスクに見合う保険料が確保できれば引受けるとの回答であった。販売会社の残りの1社のその他の回答内容は、リスクの実態を把握したうえで、契約者その他の保険種目における取引状況などを総合的に勘案して引受けを行うというものであった。つまり、他の保険種目での優良契約者であれば、環境保険で多少損失を被ってもやむを得ないという回答であり③に近いものである。

非販売会社12社中7社が引受けないという回答であった。非販売会社12社中1社は、リスクの正確な定量化が可能で、かつ再保険の手配が可能であれば引受けを行うと回答している。非販売会社12社中もう1社は、今まで環境保険の引受けの依頼を受けたことがないので、引受け方針は現時点では未定との回答をしている。非販売会社の残りの3社は未回答である。

## (a) リスクの判断基準について

環境保険についてリスクに見合う保険料が確保できれば引受けを行うと回答した7社について、リスクに見合うかそうでないかの基準、つまりリスクの判断基準は何かを質問した。結果は、次の表3-3のとおりである。表の中の数字は、左の列の選択肢を選んだ会社の数、括弧の中は、この質問を行った7社に占める割合である。

【表3-3】環境保険のリスクの判断基準

リスクの判断基準	会社数(率)
①自社内のデータに基づいた保険料	0 (0%)
②再保険マーケットにより算出された保険料	2 (28.6%)
③リスクの大きさによって、自社内のデータによる保険料、再保険マーケットによる保険料を使い分ける	2 (28.6%)
④その他	3 (42.8%)

④のその他の判断基準については次のような回答があった。

1社は、引受け対象リスクの精査をあげ、1社は、契約者との長期間の取引があり過去の事故歴が把握できるときに、その事故歴により算出される保険料という回答であった。この2社の回答は、自社内のデータに基づいた保険料と解釈できる。

もう1社の回答は、実際のリスクと再保険マーケットデータとのコンビネーションという回答であった。これは、再保険マーケットの保険料と自社のデータによる保険料と、実際のリスクを比較し総合的に適切な保険料を決定する<sup>14)</sup>ものと解釈でき、いずれにせよリスク判断を行う際に、

14) 再保険マーケットが提示する保険料は、安全サイドに立った保険料となり、高いものとなりがちだが、再保険マーケットが提示する保険料がリスクの実態を反映せずに、極めて低廉なものになることも多々ある。そのような場合は、再保険マーケットが提示する保険料で引受けを行うと保険会社は、損失を被る可能性が高くなる。したがって、保険会社は、再保険マーケットに頼りきらずに自社でリスクの判断を適切に行えるよう努力し

少なからず再保険マーケットの情報を必要とするものである。

以上の回答をここで、リスクの判断に再保険マーケットの情報を必要とする会社とそうでない会社に分けると、再保険マーケットの情報を必要とする会社は、7社中5社で、再保険マーケットの情報を必要としない会社は、7社中2社にすぎない。つまり、環境保険を引受ける会社のほとんどがそのリスク判断の一部もしくは全部を再保険マーケットに頼っていることがわかる。

(b) 環境保険を引受けない理由

環境保険を引受けないと回答した7社について、その理由を質問した。なお、回答にあたっては、1社につき最大3つまでの選択肢を選べるものとした。その結果は、表3-4のとおりである。表の中の数字は、左の列の選択肢を選んだ会社の数、括弧の中は、この質問を行った7社に占める割合である。

【表3-4】環境保険を引受けない理由

環境保険を引受けない理由	会社数(率)
環境リスクは複雑で定量化ができない	6 (85.7%)
逆選択の可能性が大きい	4 (57.1%)
モラル・ハザードの可能性が大きい	0 (0%)
再保険の手配が困難である	5 (71.4%)
事故が発生した場合の損害査定に困難が伴う	3 (42.9%)
未回答	1 (28.6%)

環境リスクは複雑で保険料の算出が困難であることが、最も大きな理由である。次は、再保険手配の困難さ、その次は逆選択の可能性である。引受けない理由のトップではないものの、ここでも、再保険が環境保険の引受けに大きな影響を与えていることがわかる。もし、これらの会社が再保

---

ていかなくはない。



険の手配が可能と考えているのならば、環境リスクの定量化は、再保険マーケットに依頼すればよいのである。逆にリスクの定量化がこれらの会社で可能であっても、その保険料で再保険の手配ができるかどうかは不明である。したがって、表3-4でリスクの保険料への定量化の問題が最大の理由になっているものの、実は再保険の手配が困難であることが、環境保険を引受けない最大の理由といえるのである。

興味深いのは、モラル・ハザードを引受けない理由に挙げた会社が1社もないことである。これらの会社は、契約者との間に強固な信頼関係があるのか、あるいは、現行の保険商品のインセンティブ・システムが有効に機能すると考えていると推測される。海外で発達した不確実性の経済学や情報の経済学による保険理論では、モラル・ハザードは、保険の脆弱性を代表するような最重要問題の一つである。にもかかわらず、今回の調査結果は、海外で発達した理論を一律に日本に適用することに問題があるのではないかという疑問を生じさせるものである。

### 3) 環境保険が社会的影響力を持つために必要な事項

調査対象の20社に対して、今後、環境保険が環境改善<sup>15)</sup>のために社会的影響力を持ちうるようになるためには何が必要か質問した。なお、回答にあたっては、1社につき最大3つまでの選択肢を選べるものとした。回答結果は、次の表3-5のとおりである。表の中の数字は、左の列の選択肢を選んだ会社の数、括弧の中は、販売会社数、非販売会社数、合計全20社それぞれに対する割合である。

表3-5の④の再保険プール（1号プール）とは、保険業法第101条第1項第1号に規定されている再保険プールで、保険料率のカルテルが認められているもの。現状では、航空保険プール、原子力保険プール<sup>16)</sup>などが認められている。1号プールの場合、プールで保険料が決定されることが多

15) 正確には、環境損害の改善・被害者の救済を意味する。

16) 正確には原子力保険プールは元受プール。ただし、再保険処理も行うことから、ここでは再保険プールとした。

【表3-5】環境保険が社会的影響力を持つために必要な事項

必要な事項	販売会社	非販売会社	合計
①リスクの定量化ができるようにノウハウを蓄積する	4 (50.0%)	7 (58.3%)	11(55.0%)
②再保険が手配できるよう再保険会社と地道に交渉する	1 (12.5%)	2 (16.7%)	3 (15.0%)
③強制付保化	2 (25.0%)	3 (25.0%)	5 (25.0%)
④再保険プール（1号プール）の設立	1 (12.5%)	4 (33.3%)	5 (25.0%)
⑤再保険プール（2号プール）の設立	0 (0.0%)	1 (8.3%)	1 (5.0%)
⑥政府の再保険キャパシティの提供	1 (12.5%)	4 (33.3%)	5 (25.0%)
⑦政府の保険料一部負担	0 (0.0%)	1 (8.3%)	1 (5.0%)
⑧その他	3 (37.5%)	1 (8.3%)	4 (20%)
⑨未回答	1 (12.5%)	2 (16.7%)	3 (15.0%)

く、プールのメンバー会社にとってリスク判断をする手間が省ける。ただし、新たな1号プールを設立するためには、保険業法の改正が必要となる。また、⑤の再保険プール（2号プール）とは、保険業法第101条第1項第2号に規定されている再保険プールで、再保険の共同処理は認められるが保険料のカルテルは認められない。現状では自動車対人プール、自動車BI・ELCプールなどが認められている。したがって、2号プールの場合、リスクの保険料への定量化は、プールに頼ることはできず、各メンバー会社が自社の判断で行う必要がある。したがって、プールを設立しても各メンバー会社のリスク判断の負担は軽減されない。ただ、2号プールは金融庁の認可により設立することができ、設立に際して法律の改正が不要である<sup>17)</sup>。

ここで、⑧その他の見解の内容をみておく。その他の回答内容は次のと

17) OECD [2003] によれば、フランス、イタリア、スペイン、オランダなどにおいて環境保険プールが設置されている。また、環境保険におけるプールの有用性およびフランスのプールの概要については、Fitzsimmons [1993] を参照されたい。

おりである<sup>18)</sup>。

(ア) 環境リスクにかかわる法制度やその他のインフラがもっと整備されること。

(イ) 逆選択の可能性が強いので、その対策が必要となる。

(ウ) 環境保険が普及しない原因は、保険に加入する前に必要となる調査を契約者の費用で行う必要があるなどの商品内容の欠陥にあることから、これらの商品内容を改善することで、環境保険のより多くの普及が見込める。

(エ) 環境保険は環境リスクに関して企業の負担する経済的損失を補償するもので、環境改善と保険の普及とは相関関係はない。

このその他の見解のうち(ア)~(ウ)は、販売会社のものである。(エ)は、非販売会社のものである。このうち(ア)は、ある種の公的支援が必要という見解である。(イ)も、逆選択は強制付保によって防ぐことができることから、環境保険が社会的影響力を持つためには、強制付保化という公的支援が必要であるという見解である。(ウ)は、商品改善という、あくまで民間での努力で環境保険が社会的影響力を持ちうるというものである。

以上の分析を踏まえたうえで、表3-5の回答をまとめることとする。

表3-5の③~⑦は、いずれも政府の公的支援が必要であることから、③~⑦のいずれかが必要と回答した会社を公的支援が必要と考えている会社とする。以下、これらの会社の集まりを「公的支援グループ」ということとする。さらに、その他の回答のうち(ア)、(イ)については、前述のとおり公的支援を必要としているといえることから、これらの回答をした会社も、公的支援グループに加える。

次に、表3-5の項目のうち①、②いずれかのみを選択している会社を民

18) その他の回答は、もう1つあったが、その回答は、環境損害という言葉の理解が筆者と大きく異なっていることから、その内容の記載は、省略することとした。後日、言葉の定義を統一したうえで、再度、調査をしたいと考えている。

間努力のみで環境保険が社会的影響力を持ちうるようになって考えているとする。以下、これらの会社の集まりを「民間努力グループ」ということとする。また、その他回答のうち(ウ)も民間努力のみで対応可能と判断しているので、民間努力グループに加える。

さらに、表3-5の項目のうち②、④、⑤、⑥のいずれかが必要と考えている会社は、再保険キャパシティが必要と考えていることとなるため、これらの会社の集まりを「再保険キャパシティグループ」ということとする。

加えて、表3-5の項目のうち①、④のいずれかが必要と回答した会社は、環境リスクの保険料への定量化についての支援が必要であると考えているといえることから、これらの会社の集まりを「アンダーライティンググループ」ということとする。

各グループの会社数をまとめたのが、次の表3-6である。表の中の数字は、左の列のグループに属する会社の数、括弧の中は、販売会社数、非販売会社数、合計全20社それぞれに対する割合である。なお、「未回答・未定グループ」は、未回答や回答があっても、どこのグループに属するのかわからない会社の集まりである。

【表3-6】グループ分けした保険会社数

グループ	販売会社	非販売会社	合計
①公的支援グループ	4 (50.0%)	7 (58.3%)	11 (55.0%)
②民間努力グループ	3 (37.5%)	2 (16.7%)	5 (25.0%)
③再保険キャパシティグループ	3 (37.5%)	7 (58.3%)	10 (50.0%)
④アンダーライティンググループ	4 (50.0%)	8 (66.7%)	12 (60.0%)
⑤未回答・未定グループ	1 (12.5%)	3 (25.0%)	4 (20.0%)

表3-6を分析する。公的支援グループは、販売会社でも非販売会社でも、その50%以上が属しており、環境保険が環境改善に対して社会的影響力を持つためには、半数以上の保険会社が公的支援が必要と考えていることがわかる。ただし、そう考えている会社の比率は販売会社より非販売会社の

方が高い。

次に、民間努力のみで環境保険が環境改善に対して社会的影響力を持つようになると考えている民間努力グループの会社は、販売会社でも、非販売会社でも比較的少ない。ただし、販売会社の方が民間努力グループに属する会社の比率は高い。

さらに、環境保険が環境改善に対して社会的影響力を持つためには、再保険キャパシティの確保が必要と考えている再保険キャパシティグループに属する会社は、非販売会社に多く見られる。それに比較して販売会社で再保険キャパシティグループに属する会社は、比較的少ない。

加えて、環境保険が環境改善に対して社会的影響力を持つためには、リスクの保険料への適切な定量化の手法が必要と考えているアンダーライティンググループに属する会社は、販売会社でも非販売会社でも半数以上を占める。ただし、アンダーライティンググループに属する比率も、非販売会社の方が販売会社より高い。

### 3.3 アンケート調査による分析のまとめ

アンケート調査による日本の環境保険のマーケット分析をまとめておく。

環境保険を販売する規模の大きい保険会社の多くは、リスク判断を行う際に再保険マーケットの情報を参考としている。リスクの定量化が困難であること、再保険の手配が困難であることを理由に、比較的規模の小さい損害保険会社は環境保険の販売を行っていない。これは、日本の環境リスクについての情報が十分に蓄積されていないことから、再保険マーケットの情報に頼らざるを得ないものと推測される。また、日本の環境リスクに関する情報が十分に収集されていないことから、日本の環境リスクの実態を再保険マーケットに認知させることができず、そのため、再保険の手配が困難になっていると考えられる。

このような状況を改善するためには、環境保険の契約数を増やし、日本の環境リスクに関する情報を十分な量にして、再保険マーケットと交渉す

る必要があるが、逆に、再保険の手配が困難であることから一向に環境保険の契約数が増えずに、リスクに関する情報を蓄積できないのが現状であると予想される。

日本の保険マーケットの多くの会社は、リスクの保険料への適切な定量化が可能になるように、また、再保険の手配が可能になるように、環境保険の法律による強制付保化、保険業法を改正し環境保険を対象とする保険料率も算出する再保険プールの設立、政府による再保険キャパシティの提供などの公的支援が、環境保険が普及し環境改善に関して社会的影響力を持ちうるために必要と考えており、民間の努力のみで、環境保険の現状が改善すると考えているのは、環境保険を販売する規模の大きい会社の一部と、環境保険の販売をしない比較的規模の小さな会社のごく一部にすぎない。

#### 4. ま と め

日本の環境保険は、日本の環境リスクに関する情報が少ないことから、再保険の手当てやリスクの保険料への定量化が困難であり、その結果、契約件数が増加しないという状態にあると推測される。さらに、契約件数が大きく増加しないことから、環境リスクに関する情報が蓄積されないという悪循環に陥っている可能性が大きい。その悪循環を断ち切るためには、環境保険の強制付保化や再保険プール設立の認可などの政府の公的支援が現時点では、必要であるといえる。

ただし、それらの公的支援により、日本の環境リスクに関する情報が充分蓄積され、それによって、海外の再保険マーケットにおいて日本の環境リスクが認知され再保険の手配が容易になり、さらに、環境リスクの保険料への適切な定量化も可能となった時点で、公的支援は、しだいに緩和し、より市場競争に委ねるようにすることが、保険契約者の利益を損なわないために必要である。

なお、今回の調査は、環境保険マーケットの供給サイドに関するもの

みであったことから、環境保険マーケットの全容を分析するためには、今後は、環境保険に対する需要サイド、つまり、環境保険の契約者となるであろう企業の環境保険に対する意識調査を行っていく必要があると考えられる。

(筆者は上智大学大学院地球環境学研究科 地球環境学専攻博士後期課程2年  
在籍 E-mail:k-kuwana@sophia.ac.jp)

#### [参考文献一覧]

- Fitzsimmons Anthony J. E. [1993], "Non-Marine Environmental Liability: The Use of Insurance Pools and the European Dimension", Kröner Ralph P. eds., *Transnational Environmental Liability and Insurance*, London: Graham & Tortman, pp.166-173.
- Freeman Paul A. and Kunreuther Howard [1997], *Managing Environmental Risk Through Insurance*, Boston: Kluwer Academic Publishers.
- 保険研究所 [2003], 『インシュランス平成15年版損害保険統計号』, 保険研究所。
- 堀田一吉研究会 [2002], 「環境と保険」, 『保険研究』54号, 慶応義塾保険学会, 359-406頁。
- 黒川哲志 [2002], 「環境保険を利用した規制手法」, 『帝塚山法学』6号, 帝塚山大学法学会, 161-201頁。
- OECD [2003], *Environmental Risks and Insurance*, Paris: OECD Publications.
- Swiss Reinsurance Company [1998], *Environmental management systems and environmental impairment liability insurance*, Zurich: Swiss Re Publishing.
- Swiss Reinsurance Company [1999a], *Environmental insurance for enterprises*, Zurich: Swiss Re Publishing.
- Swiss Reinsurance Company [1999b], *Insuring environmental impairment liability*, Zurich: Swiss Re Publishing.
- 吉川栄一 [2003], 「環境と保険」, 『上智法学論集』46(2), 上智大学法学会, 1-31頁。

吉野智 [2000], 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係わる特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要」, 『ジュリスト』1184号, 有斐閣, 20-26頁。

**[参考ホームページ]**

損保ジャパンのホームページ : <http://www.sompo-japan.co.jp/> (2006年4月12日)